

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	銀行法施行令等	
規制の名称	銀行等グループの利益相反管理体制の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年6月30日	
事前評価時の想定との比較	<p>規制の事前評価時、適格機関投資家等特例業務を金融商品取引業の登録を受けず届出のみで行う者(特例業務届出者)が金融グループにおいて当該業務を行った場合に、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の懸念が重要な課題となっていたが、事前評価時以降もこのような課題を取り巻く社会経済情勢等に変化は見受けられず、それらへの対応は引き続き重要である。</p> <p>なお、規制の事前評価時には想定していなかった影響は、特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>規制の事前評価時、金融グループの利益相反管理体制の対象範囲に加えた特例業務届出者に対する利益相反管理体制の整備等の費用が追加的に必要となると見込んでいたところ、金融グループは、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握することは困難であるが、遵守費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	<p>規制の事前評価時、行政庁(国)において、追加した特例業務届出者の金融機関における利益相反管理体制の整備状況等の検査・監督に伴う費用等が発生するとしていたところ、行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、その遵守状況を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用のみを抜き出して把握することは困難であるが、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	<p>規制の見直しにより、利益相反による弊害や優越的地位の濫用への懸念のある特例業務届出者を利益相反管理体制の対象とすることによって、当該懸念が払拭され、顧客保護が図られたと考えられるため、事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	<p>規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	<p>現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	<p>当該規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。よって、本件に係る特段の見直しは不要であると考ええる。</p>	
備考		